

令和8年度三重県工業研究所受託研究公募要領

三重県工業研究所（以下「工業研究所」という。）は、所属する研究員が持つ専門知識やノウハウ、工業研究所が所有する設備機器を活用し、県内事業者等の技術開発や製品開発等における課題の解決を支援するため、事業者からの受託研究申請を以下の通り募集します。

申請受付期間は、令和8年5月25日（月）から10月30日（金）までとします。

1 受託研究の概要と手続き

(1) 受託研究の対象

この公募要領において、受託研究とは、研究を委託する者（以下「委託者」という）が抱える技術開発等の課題について、その解決に向けた支援を工業研究所が受託し、所属する研究員が持つ専門知識・ノウハウ及び所有する設備機器を用いて工業研究所が実施する研究を指します。

受託研究の対象は、表1に示す研究分野のうち、令和8年度において実施が可能な課題に関するものとします。

(2) 受託研究の範囲

技術開発等の課題を有してはいるものの、設備・人員・時間・技術等が不足している等の理由により、委託者自らが研究を実施できない場合で、工業研究所研究員が、その専門知識やノウハウ、工業研究所が所有する設備機器を活用することで解決に寄与しうる課題であり、かつ公共性・公益性が認められるものを対象とします。また、工業研究所で実施することが特に必要または有益であると工業研究所長が認める研究も対象とします。

(3) 対象とする委託者

委託者は、原則として、主にもものづくりに携わる県内事業者、大学等高等教育機関、公的試験研究機関、県内支援機関、及びそれらにより構成される団体（組合等）とします。ただし、工業研究所長が認めるときはこの限りではありません。

(4) 受託研究費用の負担

委託者の全額負担とします。

(5) 研究期間

契約締結日から、最長で令和9年2月26日（金）までとします。

（複数年度にわたる研究を希望される場合は、別途ご相談ください。）

(6) 申請から採択に至る手続き

ア 申請

(ア) 申請方法

申請受付期間内に、工業研究所に受託研究申請書(様式第1号)及び添付書類を直接提出していただくか、封筒に「受託研究申請書在中」と朱書きのうえ郵送してください（受付期間内消印有効）。

(イ) その他の必要書類

産業廃棄物を対象とする研究については、その産業廃棄物について、含ま

れる成分、溶出試験結果及び製造方法等が確認できる書類を提出していただきます。

(ウ) 研究用資材の返還等

受託研究に要する費用（以下、「委託料」という。）で取得した設備等は、工業研究所の所有物となります。ただし、委託者より供試された資材・材料等は、協議のうえ返還することができるものとします。その際、委託者は、受託研究申請書（様式第1号）の該当欄にその旨を記載したうえで、工業研究所と事前協議を行うこととします。

イ 事前調査

工業研究所研究員が、申請者に対してヒアリング等により申請内容を確認するとともに、申請内容、研究内容と工業研究所の研究能力の適合、研究費用の見積り額と申請者の負担可能金額等についても確認し、受託研究調書を作成します。

また、工業研究所に供試される資材等の安全性等について、申請者に対して詳細な情報の提供を求めることがあります。

ウ 審査

申請書及び事前調査の結果を、工業研究所受託研究審査委員会において審査し、受託研究実施の可否を決定します。

エ 審査結果の通知

審査の結果、受託研究の実施が可能とされた場合は、申請者に対して受託研究実施通知書（様式第2-1号）、不可となった場合は受託研究不実施通知書（様式第2-2号）を送付します。不実施通知書には、不実施とした理由を記載します。なお、実施が可能とされた場合でも、受託研究契約の締結にあたり、条件を付す場合があります。この条件が満たされない場合は、受託研究契約の締結ができませんのでご注意ください。

オ 受託研究契約の締結

受託研究実施通知書（様式第2-1号）により実施を通知した受託研究について、受託研究契約書（様式第3号）を標準として受託研究契約を締結します。ただし、工業研究所長が認めた場合は、任意の様式による契約書により契約を締結することができるものとします。

なお、受託研究契約の締結にあたり、条件が付された場合は、その条件が満たされていることを確認した後、契約を締結します。

カ 受託研究費用の納入

受託研究契約の締結後、委託者が負担する委託料の額を記載した納入通知書を申請者に送付します。納入通知書に記載のある納入期限までに指定の金融機関でお支払ください。なお、納入期限は契約締結日の翌々月末日までとします。

キ 受託研究報告書の作成

工業研究所は、受託研究の実施期間終了日の翌月末日又は令和9年3月31日（水）のいずれか早い日までに、内容を委託者と協議したうえで、受託研究

報告書を作成し、委託者に提出します。

なお、この受託研究報告書は、原則として公表されます。ただし、公にすることにより、委託者の競争上の地位その他正当な利益を損なうと認められるものは、協議のうえ、公表を控えることができます。

(7) 審査基準

次の項目について、申請書及び事前調査を基に総合的に判断するとともに、工業研究所の人員・設備等の状況を勘案し、受託研究実施の可否を決定します。

ア 工業研究所の研究能力（人員・設備等）との整合性

委託研究の内容が、工業研究所研究員の専門分野に合致しているか。また、工業研究所が保有する設備等で研究を実施できるか。

イ 申請内容の技術的妥当性と見込まれる効果

研究内容は技術的に達成可能なものか、また研究の成果により生じる具体的な効果（新商品の開発、高付加価値化、コスト削減、製造技術の向上等）が見込まれるか。

ウ 対象とする材料等に関する法的規制及び安全性

対象とする材料・原料等の安全性について、十分に考慮されているか。

エ 申請者の県内における事業化計画

受託研究の成果を活用して、申請者自らが事業化・商品化等を進めるべく、具体的な計画を持っているか。また、県内産業への波及効果が見込まれるか。

オ 制度に対する申請者の理解

受託研究の費用負担、情報の取扱、受託研究契約書の条項等に関して、申請者が十分に理解しているか。

(8) 実施不可となった場合の対応

実施不可となった申請についても、技術相談・技術支援・他の研究機関への橋渡し等により、工業研究所として何らかの支援が可能な場合は、申請者の課題の解決に向けた対応を図ります。

2 その他注意事項

(1) 受託研究契約書の内容

知的財産の取り扱いや情報公開等に関する取り決めについては、受託研究契約書（様式第3号）により定めていますので、申請される前に必ずご確認ください。その他の関係規定等は、工業研究所のウェブページに掲載しています。

<https://www.pref.mie.lg.jp/kougi/hp/index.htm>

(2) 産業廃棄物を用いた受託研究

産業廃棄物を対象とした研究については、安全性の確保のために、次のような制限及び委託者の義務があります。

ア 対象外とする研究

特別管理産業廃棄物を直接の原料とした製品化に関する研究は対象外とします。

工業研究所及び委託者が所有又は管理しない土地等を使用して行う研究は対

象外とします。ただし、食品由来廃棄物等で、安全性に合理的理由のある場合を除きます。

イ 成分データ等の把握

研究対象とする産業廃棄物について、含まれる成分、溶出試験結果及び製造方法等が確認できる書類を申請時に提出していただきます。

受託研究開始後であっても、工業研究所が委託者に対し、対象とする産業廃棄物に関する情報を求めた場合は、委託者はこれらに関する情報を提出しなければなりません。この場合、その費用は委託者の負担となります。委託者が、工業研究所が求める情報を提出しない場合は、受託研究契約を解除します。

ウ その他

工業研究所及び委託者は、受託研究実施期間中において生じた成果物又は生産物を商品として流通させることはできません。

(3) 製品・商品に係る法的規制

受託研究の成果を活用して開発した製品・商品の販売等を行うにあたっては、委託者が守るべき多くの法的規制がありますので、必ずこれを遵守してください。例えば、製造物責任法（PL法）、不正競争防止法、薬事法、食品衛生法、輸出貿易管理令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等が該当します。

(4) 情報公開

ア 受託研究課題名、委託者名（法人番号）及び所在地の公表

受託研究課題名、委託者の名称（法人番号）及び所在地は、受託研究契約の締結後に工業研究所ウェブページ等で広く公表します。

イ 三重県情報公開条例の適用

受託研究に関する文書のすべて（申請書、受託研究契約書、受託研究報告書、共同出願契約書、委託者が工業研究所に提出した文書・データ等）が三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の対象となります。

詳しくは、関連する三重県のウェブページをご覧ください。

[\(https://www.pref.mie.lg.jp/KOUKAI/\)](https://www.pref.mie.lg.jp/KOUKAI/)

(5) 権利の帰属及び特許出願等

工業研究所の研究員が本受託研究の実施に伴い、発明を行ったときは、単独で特許の出願を行うことができるものとします。ただし、受託研究開始前に委託者より開示された技術情報と、受託研究実施により得られた研究成果の両者に基づく発明については、委託者と工業研究所が共同して出願（以下「共同出願」という。）を行うものとします。その際には、当該特許に係る工業研究所及び委託者の持分及び設定登録後の特許権の持分と、出願等に係る費用一切の負担割合を協議して定めたいうえで、三重県職務発明等審査会に諮り、共同出願契約書（様式第6号）による共同出願契約を締結した後、共同出願を行うこととします。この場合においても、工業研究所が当該発明に係る特許を受ける権利を委託者から承継した場合は、工業研究所が単独で出願することができるものとします。

委託者は受託研究を実施するにあたって、職務発明等に関する規程を定め、あるいはそれに類するもので権利関係を明確にしておくこととします。

なお、同号に記載された内容は、実用新案権、意匠権、その他の知的財産権の取り扱いに対しても適用されます。

(6) 暴力団等の排除

委託者又はその役員等が以下に該当する場合、受託研究を実施することはできません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と認められる場合。

イ 暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は暴力団の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者。以下同じ。）と認められる場合。

ウ 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合。

エ 暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合。

オ 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合。（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）

カ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）

キ 暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合。

3 問い合わせ先

ご質問等の問い合わせは、電話・FAX・メールで下記担当課までご連絡ください。

〒514-0819 津市高茶屋5丁目5-45
三重県工業研究所 プロジェクト研究課
電話：059-234-0407 FAX：059-234-3982
E-mail：kougipref.mie.lg.jp

表 1 受託研究が実施可能な研究分野

番号	受託研究の対象とする研究分野
1	エネルギー関連技術に関する研究
2	電子材料及び電子デバイスの研究
3	医療機器及び福祉用具に関する研究
4	機械及び機械部品の研究
5	金属加工技術の研究
6	有機・無機材料の研究
7	土木建築材料の研究
8	食品の研究
9	医薬品及び化粧品の研究
10	金属材料の研究
11	鋳造技術の研究
12	窯業原材料及び製品の研究
13	窯業製品のデザイン開発
14	情報技術の研究